

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

～災害廃棄物の処理の推進～

背景・課題

令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、策定済の市町村でも仮置場候補地、災害廃棄物の推計量等の**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時から推進することが必要**。
- ・ 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
- ・ 平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

令和8年法律第43号
令和8年6月19日公布

＜令和6年能登半島地震の被害状況＞



改正内容

- ・ 平時からの事前の備えを推進するため、**市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付ける**ほか、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結を努力義務**とする。
- ・ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、これまで災害廃棄物処理の再委託を可能としていたが、**再々委託を可能**とする。
- ・ 災害廃棄物の処理を行う**生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の迅速な設置**のため、手続きを合理化する。
- ・ 災害廃棄物を受け入れる**最終処分場を平時から確保するため、平時から都道府県知事が指定**する制度を創設する。
- ・ 国は、**災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進**するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に災害廃棄物に関する事業を追加することで、**JESCOが専門支援機関として自治体への支援を担えるものとする**。

施行スケジュール

- ・ 法律の公布日（令和8年6月19日）から3か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

今後の災害廃棄物対策（廃棄物処理法改正ほか）

■ 来る大規模災害に備えて公費解体・災害廃棄物対策における体制整備・強化を図るべく、災害廃棄物対策推進検討会において、近年の災害廃棄物対応の検証と今後の災害廃棄物対策に関し御議論いただき、令和7年3月に、「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」を取りまとめ。

- ・自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- ・発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- ・損壊家屋等の公費解体実施体制の早期確立
- ・大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立
- ・被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- ・巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

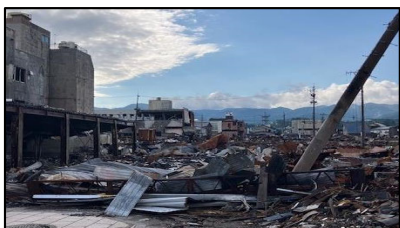
■ 廃棄物処理制度小委員会において、上記検討会で整理された今後の災害廃棄物対策の方向性に関する事項のうち、**制度的措置等を中心に審議**。令和8年4月に「**今後の廃棄物処理制度のあり方について**」が意見具申。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

※概要は災害廃棄物対策部分
※令和8年6月12日成立

現状・課題

- ・ 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



＜施行期日＞ 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

措置事項

（廃棄物処理法の改正）

- ・ **市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け**、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の推進**。
- ・ 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- ・ 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

（JESCO法※の改正）

- ・ 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

この他、災害廃棄物対策推進検討会で、令和7年3月取りまとめの各種取組事項の具体化を検討中。それを受け、各種マニュアル等を改定予定。